

団体生命傷害共済

告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

共済契約者または被共済者はご契約に際し、重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している疾病・傷害については共済金をお支払いできないことがあります。

(2) ご契約金額のご確認

団体生命傷害共済には、被共済者の年齢により、共済金額に引受限度を設けておりますので、ご確認の上お申し込みください。

(3) ご契約後の留意事項

ご契約の締結後に、ご契約者の住所を変更される場合には、各商工会または商工会連合会にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払いに支障がでることがあります。

(4) 事故発生のご連絡

被共済者が身体障害を被った場合は、その原因となった身体障害の発生の日から、その日を含めて 30 日以内に各商工会または商工会連合会にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●共済金を支払わない場合

- 故意または重大な過失による場合。
- 闘争行為または犯罪行為並びに刑の執行中の場合。
- 自殺（但し、加入後 1 年以上の場合は、疾病による死亡の共済金相当額を支払います。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装、反乱、その他これらに類する事変または暴動。
- 精神障害または泥酔状態の間に生じた事故。
- 脳疾患、疾病、心神喪失、薬物依存状態の間に生じた事故。
- 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。
- 危険な運動を行っている間に生じた事故。
- 法令に定められた運転資格をもたないで、または、運転資格の停止中もしくは、酒に酔った状態、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- 地震、噴火または津波。
- 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも医学的他覚症状のないもの。

・この共済は、長崎県商工会連合会が長崎県火災共済協同組合と締結した「団体生命傷害共済代理所委託契約」に基づいて運営されます。したがって、お申込みのご契約については、元受団体の「生命傷害共済約款（団体用）」が適用されます。

くわしくは、もよりの商工会および商工会連合会へ…

長 崎 県 商 工 会 連 合 会

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 TEL 095-824-5413

◆元受団体 長崎県火災共済協同組合

当組合における個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ① 上記の（1）に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。

◆ お問い合わせは

県共済

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎市桜町4番1号
長崎商工会館8階

TEL 095-822-9695 FAX 095-822-9637

◆ お申し込みは・・・

事業繁栄のために安心と信頼をお届けする

長崎県商工会会員事業所団体生命傷害共済



長崎県内各商工会 長崎県商工会連合会

割 安 な 掛 金 で 豊 富 な 保 障 内 容

団体生命傷害共済

保障内容

2口から7口までご自由にお選びいただけます。

保障内容		口数	7口	6口	5口	4口	3口	2口
イ	不慮の事故による死亡・高度障害に 〈傷害死亡・高度障害共済金〉		1,400 万円	1,200 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円
ロ	疾病による死亡・高度障害に 〈死亡・高度障害共済金〉		700 万円	600 万円	500 万円	400 万円	300 万円	200 万円
ハ	不慮の事故による障 害 に 〈後遺障害共済金〉		程度により 70～490 万円	程度により 60～420 万円	程度により 50～350 万円	程度により 40～280 万円	程度により 30～210 万円	程度により 20～140 万円
ニ	不慮の事故による5日以上の入院に 〈入院共済金〉		1日につき 10,500 円	1日につき 9,000 円	1日につき 7,500 円	1日につき 6,000 円	1日につき 4,500 円	1日につき 3,000 円
ホ	不慮の事故による7日以上の通院に 〈通院見舞共済金〉		一律 15,000 円	一律 13,000 円	一律 11,000 円	一律 9,000 円	一律 7,000 円	一律 5,000 円

- (1) 上記イは、共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡・約款に定める高度障害状態となられたときにお支払いします。
- (2) ロは、共済期間中に疾病を被り死亡・約款に定める高度障害状態となられたときにお支払いします。
- (3) ハは、共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に約款に定める後遺障害状態に該当されたときお支払いします。
- (4) ニは、共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として平常の業務生活ができなくなり、事故の日から90日以内に医師の治療を受け5日以上入院されたときにお支払いします。なお、入院共済金のお支払いは通算して120日分が限度となります。
- (5) ホは、見舞金を受ける回数は共済期間内に、1回限りです。ただし、入院共済金等ほかの共済金を受けた場合はお支払いいたしません。
- (6) ご加入は、お1人につき7口の保障額が限度です。(超過部分は無効です)
- (7) 死亡共済金100万円の型の保障内容は、2口の2分の1となります。ただし、通院見舞共済金は一律3,000円となります。なお、更新専用となり、新規加入はできません。

◆月 額 掛 金

(単位：円)

年 齢	性別	7口	6口	5口	4口	3口	2口	100万円
15～35歳	男性	2,933	2,514	2,095	1,676	1,257	838	更新専用↓
	女性	2,499	2,142	1,785	1,428	1,071	714	
36～40歳	男性	3,171	2,718	2,265	1,812	1,359	906	
	女性	2,814	2,412	2,010	1,608	1,206	804	
41～45歳	男性	3,605	3,090	2,575	2,060	1,545	1,030	
	女性	3,073	2,634	2,195	1,756	1,317	878	
46～50歳	男性	—	—	3,050	2,440	1,830	1,220	
	女性	—	—	2,465	1,972	1,479	986	
51～55歳	男性	—	—	3,825	3,060	2,295	1,530	
	女性	—	—	2,830	2,264	1,698	1,132	
56～60歳	男性	—	—	—	—	3,192	2,128	
	女性	—	—	—	—	1,998	1,332	
61～65歳	男性	—	—	—	—	—	—	1,446
	女性	—	—	—	—	—	—	818
66～70歳	男性	—	—	—	—	—	—	2,068
	女性	—	—	—	—	—	—	1,135

(注) ・掛金には制度の運営費として、死亡共済金100万円につき140円が含まれています。

この共済のすぐれた特色

- ◆ この共済は、会員・従業員のみなさまとご家族の生活保障を目的としており、割安な掛金で大きな保障が得られます。
- ◆ 疾病死亡、災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障害も保障します。
- ◆ 掛金は損金または必要経費にて算入できます。
 - ・法人が負担した掛金は役員分も含めて全額損金に算入できます。
 - ・個人事業所の場合、事業主の負担した従業員分の掛金は全額必要経費に算入できます。

●加 入 資 格

各商工会、会員事業所の事業主・役員およびその従業員(家族従業員を含む)で、**満15歳以上満60歳未満**の方。ただし、加入日現在、正常に就業されている方、又は健康で日常生活を営んでいる方に限ります。

●更新される場合は、**70歳未満**までご継続いただけます。

●ご加入時・更新時の年齢制限は以下のとおりです。

46歳以上の方は5口(死亡共済金500万円)を限度とし、

56歳以上の方は3口(死亡共済金300万円)を限度とします。

61歳以上の方の更新は、死亡共済金100万円の型に限ります。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。

※当会を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

※危険度の高い職種に従事されている方は、ご加入できない場合があります。

●共 済 期 間

共済期間は、1年とし、責任の始期は、共済掛金を初回口座引き落とししたその月の1日とします。

共済期間満了の日から2週間前までに、特に通知のない限り、当該共済契約は、更新継続とします。ただし、共済期間満了日現在において、加入制限年齢をこえて共済契約が終了となる方および年令別共済金額引受限度基準により、共済金額の更改が必要となる方は、除外します。

●掛金のお払込み

掛金は取扱金融機関の口座より毎月25日に自動振替いたしますのでお手間はかかりません。

掛金の口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2ヵ月分の口座振替を行います。さらに口座振替ができなかった場合はさかのぼって脱退としてお取扱いたします。

(注) お申込み後に金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに各商工会・商工会連合会にご連絡のうえ変更手続きをしてください。

(取扱金融機関)

十八銀行、親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫

●被共済者の同意確認(共済加入時)

ご加入時には、被共済者が共済金等の受取人を含めて共済内容について了知し、共済加入に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被共済者の記名・捺印のある加入申込書をご提出いただきます。

●共済金等のご請求および脱退の手続き

共済金等のご請求に際しては、各商工会・商工会連合会に備えつけの請求書により、共済金請求の手続きを行ってください。

脱退は毎月末日までに各商工会・商工会連合会に備えつけの所定の用紙によりご連絡ください。